犯罪被害者等支援 メニューリスト

瀬戸内市

支援メニュー・対応窓口

瀬戸内市

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。 ダイバーシティ推進室 TEL 0869-22-3922

2 犯罪被害者等支援金

相	談	内	容	制度・サービスの内容	窓口
(1)	犯罪被害	者等支持	援金	犯罪行為により傷害を受けた方	ダイバーシティ推進室
				又は亡くなられた方の遺族に支	TEL 0869-22-3922
				給します。	
				• 傷害支援金	
				・全治2週間以上1か月未満	
				5万円	
				・全治1か月以上 10万円	
				・遺族支援金 30万円	

3 国民健康保険・後期高齢者医療保険

相	談	内	容	制度・サービスの内容	窓口
(1)	高額療養	費の支給		世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	国保年金医療給付課 国保年金係 TEL 0869-22-1790 医療費給付係 TEL 0869-22-3958
(2)	保険税(米	斗)の減免	ļ	保険税(料)の納付が困難となった場合などに、減免の相談に応じます。	税務課 市民税係 TEL 0869-22-1114

4 年金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 遺族基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は老齢基礎年金の 資格期間を満たした方が亡くなった 場合、亡くなった方が生計を維持して いた配偶者や子に支給します。	国保年金医療給付課 国保年金係 TEL 0869-22-1790
(2)障害基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は20歳前に病気や ケガによって一定の障害が残った方 に支給します。	国保年金医療給付課 国保年金係 TEL 0869-22-1790
(3)国民年金保険料の 減免	国民年金保険料の納付が困難となっ た場合などに、相談に応じます。	国保年金医療給付課 国保年金係 TEL 0869-22-1790

5 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓口
(1)市・県民税の減免	市・県民税の納付が困難となった場	税務課
	合などに、減免の相談に応じます。	市民税係
		TEL 0869-22-1114
(2)固定資産税の減免	固定資産税の納付が困難となった場	税務課
	合などに、減免の相談に応じます。	資産税係
		TEL 0869-22-1181
(3) 市税の納付相談	市税の納期限までに納付することが	税務課
	困難となった場合などに、納付相談	収納推進室
	に応じます。	TEL 0869-22-2464

6 住居・生活

	-	
相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 住所情報の保護	DV、ストーカー行為等、児童虐待	市民課
	及びこれらに準ずる行為の被害者	TEL 0869-22-1115
	の方は、申出によって、住民票の写	
	し等の交付等を制限できます。	
(2) 市営住宅への入居	犯罪被害により、従前の住居に居住	建築住宅課
	し続けることが困難となった場合	TEL 0869-22-2649
	に、市営住宅への入居に関する相談	
	に応じます。	
	・当選率の優遇措置	
	・一時入居	
(3)生活困窮者自立相談	生活に困窮している方を対象に、お	瀬戸内市生活相談支援
	金、仕事、住宅、生活に関すること	センター(瀬戸内市社
	など、専門の相談員が相談に応じ、	会福祉協議会)
	解決に向けた提案やお手伝いをし	TEL 0869-24-7714
	ます。	
(4)生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に	福祉課
	基づき、その困窮の程度に応じ必要	生活支援係
	な保護を行い、その最低限度の生活	TEL 0869-24-8849
	を保障するとともに、世帯の自立	
	を助長します。	
(5)上下水道料金の納付相	上下水道料金の納付が困難となっ	上水道業務課
談	た場合、分割納付の相談に応じま	TEL 0869-22-1325
	す。	下水道課
		TEL 0869-22-5151
(6)消費生活に関する相談	消費生活、悪質商法、多重債務に関	生活環境課
	するトラブルについて、消費生活相	消費生活センター
	談員が相談に応じます。	TEL 0869-24-8011

7 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓口
(1)子育ての悩み相談	子育てに関する相談に応じます。児 童虐待に関する相談にも応じます。	こども家庭課 家庭児童相談室 TEL 0869-24-8007
(2)母子・父子自立支援 員への相談 【ひとり親家庭等の支援】	生活の問題や子育ての悩みなど、ひ とり親家庭の方の生活の困りごとに 関する相談に応じます。	こども家庭課 子育て支援係 TEL 0869-24-8006
(3) 児童扶養手当 【ひとり親家庭等の支援】	父又は母と生計を同じくしていない 児童の母、父又は養育者を対象とし て、その生活の安定を図るために支 給します。	こども家庭課 子育て支援係 TEL 0869-24-8006
(4)ひとり親家庭等医療費公費負担 (ひとり親家庭等の支援)	医療機関・薬局等の窓口に健康保険 証とひとり親家庭等医療費受給資格 証を提示することで、ひとり親家庭 等医療費助成制度の一部負担金で医 療を受けることができます。	国保年金医療給付課 医療費給付係 TEL 0869-22-3958
(5) 母子・父子・寡婦福 祉資金貸付 【ひとり親家庭等の支援】	経済的自立、児童の就学等に必要な 資金等、各種資金の貸付を行います。	こども家庭課 子育て支援係 TEL 0869-24-8006
(6) 就業の支援 【ひとり親家庭等の支援】	ひとり親の方の、自立のための就業 支援を総合的に実施します。 (母子・父子自立支援プログラム策 定、自立支援教育訓練給付金、高等職 業訓練促進給付金等)	こども家庭課 子育て支援係 TEL 0869-24-8006
(7) 母子生活支援施設へ の入所 【ひとり親家庭等の支援】	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所により自立に向けた生活を支援します。	こども家庭課 子育て支援係 TEL 0869-24-8006
(8)一時預かり	ご家庭の緊急事情等で、家庭保育が 困難になった場合、お子さんをお預 かりします。	こども家庭課 子育て支援係 TEL 0869-24-8006
(9) ショートステイ	様々な事情によりお子さんの養育が 一時的に困難になった場合、児童養 護施設等に宿泊し、生活援助を受け ることができます。	こども家庭課 子育て支援係 TEL 0869-24-8006
(10) ファミリー・サポ ート・センター	児童の預かり等の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、 育児について助け合う会員組織で、 援助を受けたい会員からの申込みに	こども家庭課 こども保育係 TEL 0869-24-8004

相	談	内	容	制度・サービスの内容	窓口	
				応じて、援助を行ってくれる会員を 紹介します。		
(11).	助産制度	Ę		経済的理由により入院助産を受ける ことができない妊産婦について、施 設への入所により助産を受けていた だきます。	子育て支援係	

8 教育

相	人	容	制度・サービスの内容	窓	
(1)教育	相談		不登校やいじめ等、教育上の様々な	総務学	· 務課
			問題の相談に応じます。	指導	係
				TEL	0869-34-3468
(2) 就学	援助		経済的理由により小中学校への就学	総務学	務課
			が困難な児童及び生徒に対して、学	総務	係
			用品費・給食費などの費用を援助し	TEL	0869-34-5640
			ます。		

9 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓口
(1)障害に関する相談	犯罪等の被害により障害が残った場	福祉課
	合、相談に応じ必要な支援を行いま	障害福祉係
	す。	TEL 0869-24-8847
	(身体障害者手帳の交付、障害福祉	
	サービス)	
(2)特別障害者手当	精神または身体に著しく重度の障害	福祉課
(20歳以上)	があるため、常時特別の介護を必要	障害福祉係
障害児福祉手当	とする在宅の方に支給します。	TEL 0869-24-8847
(20歳未満)		
(3)特別児童扶養手当	精神または身体に障害がある児童を	福祉課
	家庭で監護、養育している父母等に	障害福祉係
	支給します。	TEL 0869-24-8847
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待や養護者の支援	福祉課
	に関する相談に応じます	障害福祉係
		TEL 0869-24-8847

10 介護

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1)高齢者の総合相談・ 支援	介護・福祉・医療などに関するさ まざまな相談をお受けし、支援を 行います。	いきいき長寿課 高齢者支援係 TEL 0869-24-8869
(2)介護保険サービス利 用料の減免	介護保険サービス利用料の支払い が困難となった場合などに、相談 に応じます。	いきいき長寿課 資格給付係 TEL 0869-24-8866
(3)介護保険料の減免	介護保険料の納付が困難となった 場合などに、減免の相談に応じま す。	税務課 市民税係 TEL 0869-22-1114

11 その他

相	談	内	容	制度・サービスの内容	窓口
(1) こころの健康				こころの悩みや精神症状への対応に	健康づくり推進課
				ついて、相談に応じます。	TEL 0869-24-8031
(2)	DV相詞	炎		配偶者やパートナーからの暴力等に	ダイバーシティ推進室
				関する相談に応じます。	TEL 0869-22-3922